

メヘレンがらアトへ何がもたらされたのか : エノー 伯文書(1328年)に見る工業規約伝播の背景

藤井, 美男
九州大学大学院経済学研究院

<https://doi.org/10.15017/3752>

出版情報 : 経済學研究. 70 (4/5), pp.341-353, 2004-04-30. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

メヘレンからアトへ何がもたらされたのか

——エノー伯文書（1328年）に見る工業規約伝播の背景——

藤 井 美 男

別稿で筆者は¹⁾、ブラバント都市メヘレンの初期工業規約の一部が、14世紀前半エノー伯の指令によってアトへ伝播したこと、そしてそれが、勃興期エノー伯領の毛織物工業について果たした促進的な意義、について史料論的に考察した(藤井[2004b])。そこでは、メヘレンの初期工業規約(Joosen[1935]p. 462-478)における諸問題を洗い直した上で²⁾、メヘレンとアトそれぞれの史料をつきあわせ、現存するメヘレン規約4点の内容がすべて伝来した訳ではないこと、逆に——メヘレン側の規約を分析して得られる仮説でもあるが——現在伝存していない規約が当時のメヘレンには複数あり、それらの一部がアトへもたらされた可能性が高いこと、領邦をまたがった工業規約の伝播・浸透は他にも見られ、都市法の群論とでも言うべき状況を想定することができること、の結論を得た。

この時分析素材として取り上げたのが、メヘレン文書館へ伝来し、1944年にH.ヨーセン(Joosen[1944])によって刊行された、1328年のエノー伯文書であった(以下J1328と略記)。ア

トでの史料伝来の状況については前稿で詳述したので割愛するが、実はエノー伯ギヨームI世の公布したアト工業規約は全く別のものがもう1点あり、それは1864年にE.フルダグン(Fourdin[1864])によって既に発見・刊行されていた(以下F1328と略記)。従って、ちょうどその80年後にヨーセンが刊行したJ1328は、それまでアト都市史研究において全く知られざる史料だったのである。そのため、J.ドゥエルトやL.フルリースト、M.-A.アルヌールといった先行研究者たちは、アトには縮充工に関して定めた工業規約(=F1328)しかなかった、との誤った前提にもとづいて議論を進める、という状況にあったのだ³⁾。

ところで、これら両規約はともに1328年6月という公布の日付をもちながらも、主としてF1328は縮充業について、J1328は織布業についての規約と、はっきり内容を異にしている。ところがここで重大な疑問が湧き起ってくる。後

1) 本稿で文献を引用する際は、末尾に文献目録を掲げ、文中ではその編著者名・番号・頁数を挿入して示す。また、主な分析対象となる史料を参照・提示する際も、後半部分に原文と試訳とを一括掲載し、文中ではその番号を表示する方式を採った。

2) メヘレンの初期4規約とそれらが呈する様々な疑問点については、藤井[1989]:[1990]:[1993]を見よ。

3) 例えば、ドゥエルトによれば、1328年工業規約はアト毛織物業の中でも縮充工の経営しか規定していなかったため、その他の手工業者たち、特にその徒弟たちを統括する目的をも含めて宗教的兄弟団が設立されることになった、といい(Dewert[1921]p. 81)、またフルリーストは1328年特許状は縮充工に関する規定が中心であるが、1461年までアトには毛織物工業に関する規約は他にない、と述べている(Verriest[1942]p. 10)。更にアルヌールに至っては、J1328刊行後の論文でさえ、F1328にしか言及していないのである(Arnould[1954]p. 72)。

段で詳述する通り、両者は明らかに同じ時期にメヘレンからもたらされ、ギヨーム I 世の名のもとに起草・発布されたものに間違いはない。前稿でも見た如く、J1328は14世紀初頭までに出現していたメヘレン初期4規約との比較・対照がおおよそ可能で、確かにそれらを手本とした、いわば系列規約ということが出来る。しかしながら、その4規約の中には縮充経営のみに関して規定したものは見あたらないのである。だとすれば、F1328はそもそもメヘレンの何を原典として成立したのであろうか。

ヨーセンは、メヘレンの初期規約群には縮充に関して独自のものは存在せず、縮充工に向けた規定が出現するのは1331年からであることを指摘していた(Joosen[1944]p. 177)。がそれにもかかわらず、G. ウエイマンス(Wymans [1965])、アルヌール(Arnould[1991])、D. ドロワ(De Roy[1995]:[1996])といったヨーセン後の研究者たちでさえ、メヘレンの規約がアトへ伝播した事実を強調しはするものの、メヘレン初期規約群とアト規約2点との内的連関、あるいはF1328が抱える問題点などは等閑に付したままである。本稿は、工業規約が伝播・浸透する過程とその背景を明らかにする一里塚として、邦訳を行った上でF1328に関する諸問題へ若干の考察を試みる。いわば前稿の続編、ないし姉妹編の位置を占めるひとつの試論である⁴⁾。

*

* *

4) 中世フランス語で記述されたF1328の日本語訳は困難を極めるが、あえて全訳に挑んだ。この点、多くの誤りを犯していることを恐れつつ、大方のご批判を仰ぎたい。

フルダンはF1328の刊行にあたって、各条項に番号付けを行っていない。そこで分析の都合上、本稿では明瞭な切れ目を手掛かりとして便宜的に条項番号を割り振った。その結果、序言と末言を除き全33条に区分できた(史料原文参照)。この番号をもとに、内容をおおまかに整理してみると、表のような結果が得られる。ひとつの条項が必ずしも一様な内容となっていないため、幾つかの条項がまたがって分類されることは避けられない。以下、この表を手掛かりとし、原文を解題することによってアト縮充業経営の概観を浮き彫りにしていこう。

まず表を一瞥して得られる特徴は、後述のように一部ドラピエに関する記述があるものの、ほぼ縮充経営だけに向けた最初の工業規約であり、しかも、かなり大きな規模をもちかつ詳細な内容を示すものだという点である。その中でも、毛織物の種類に応じた縮充の料金ないし縮充工の賃金が細かく記され、その他縮充工全体の労働条件を定めた規定が大半を占める、ということに気づく。誠実義務一般まで含めれば、それらは計23条項に及んでいるのである。

また、賃金を含め親方と職人・徒弟間の関係と彼らの労働条件がかなり密に規定されており、これは、14世紀前半のアトで比較的整った縮充工の組織が存在していたことを暗示させている。ただしここで留意しなくてはならないのが、F1328全体で言及される職人と徒弟の用語に明確な区別がなく、当時のアトで親方—職人—徒弟といった明確な3身分階層が形成されていたかどうか、史料からは判断が困難だということである。実際、職人や徒弟を表す用語としては、原文に明らかな通り、《valleit》が圧倒的な数で記されている。徒弟のみを示すと思われる《aprentis》は第16条、17条、18条に出現す

表一アト縮充業規約の内容分類

内 容	対 応 条 項
エノー伯による縮充業規定宣言文	序言
縮充料金と賃金規定	1, 2, 3, 4, 5, 6, 18
縮充工一般労働条件規定	25, 26
職人・徒弟雇用制限	17, 27
職人・徒弟に対する労働条件	15, 16, 24, 29
誠実義務一般規定	19, 28
親方の職人・徒弟に対する義務	8, 9, 22
職人・徒弟の親方に対する義務	10, 11, 23
親方縮充工の資格規定	31
縮充工の直接小売・未仕上品の加工禁止規定	7, 12, 13
縮充工に対する原料直接購入の禁止規定	30
縮充工とドラピエとの関係正常化規定	7, 14, 21
アト市外禁制圏の設定	33
ドラピエに対する市外縮充の禁止規定	21
メヘレンとの関係を示唆する規定	1, 15, 31
命令遵守義務規定	32, 33
権威付け、真正性、公布年の記述	末言

るが、《valleit》がすべて自立した職人を意味し、《aprentis》が徒弟を示していると断定し得るかどうか、極めて微妙なのである。例えば、「住込みの徒弟・職人やその他の徒弟・職人」（第8条）、「徒弟・職人が親方宅で食事をする場合」（第10条）といった表現、あるいは第16条で同時使用される両用語は、どのような手工業者層を意味しているのか、必ずしも判然としない。更に、唯一出現する第25条の《garchon》も、単純な意味での徒弟を指すのかどうか現時点では不明である。筆者による原文試訳においても、それらの用語を大半「徒弟・職人」と曖昧な表記とせざるを得なかったのもこの点にある。

雇用と労働については、親方と徒弟・職人双方の誠実義務が計6条項で規定されているが、ここで特に第8条に注目したい。これは、賃金未払いの親方に対する徒弟・職人側の請願権を保証したものであるが、内容そのものよりも、直接話法が言説として使用されている事実が強く関心を引く。中世都市の工業規制を見る時、

一般的にこうした直接話法による表現は非常に珍しく、例外的といって良い。これは、当時のアトにおける徒弟・職人と親方のありようを生々しく伝える実例と考えて良からう。

*

* *

都市アトで縮充工たちの身分構成がどうであったかはともかくとして、仕事に対する検査と規約違反へのギルドによる罰金徴収に関する文言が、第7条以下、第10、12～14、17、20、24～28、30条に見られ、この点から、既にギルド組織があり、その検査官が存在したことが分かる。とはいえ、ここでのギルドが縮充工独自の組織か、織布工ないし毛織物工業全体のそれを指すのか、史料からは断定できない。勃興期の工業という前提で考えれば、完成した縮充工のギルド組織というのは想定し難いが、他方で、織布工とドラピエに関して規定したJ1328の第12条「アトの織布工は誰も、仕事を得るた

めにドラピエに話しかけ（交渉し）たり、話させてはならない。また交渉することがあるとしても、最初に（相手に）話をさせるようにしてはならない。これに違反する時は、その度に10スーの罰金を科されるものとする。徴収された罰金は、3分の1ずつがそれぞれ御領主様、毛織物ギルドの主席、都市当局に帰属するものとする。また、別に5スーの罰金が織布工ギルドに必要なもののために、更に5スーを織布工ギルドの宣誓役に帰属するものとする。』（Joosen [1944]p. 184）を見ると、織布工は既に独立したギルド組織を形成していたようであり、縮充工のそれも存在していた可能性を否定することはできない。

*
* *

上述の通り、織布工ギルドとそれに準ずる縮充工の組織が形成されていたとして、それら全体を統制するドラピエとその組織を14世紀前半のアトに想定することが可能である。というのも、J1328には織布工とドラピエとの交渉に関する規定が上記第12条だけでなく第13条にも「徒弟を雇用している親方織布工のところへ、ドラピエが仕事の交渉をしに来た際、徒弟を雇用している旨を告知しなかった場合、その親方は5スーの罰金を主席と宣誓役に支払うべし。」（Joosen [1944]p. 184）とあり、F1328の側にも第7、14、21条に見られる如く、ドラピエとの重複請負の禁止、利益供与による癒着防止が図られているからである。

両工業規約に記されるドラピエ *drapier* とはそもそも如何なる存在だったのだろうか。ドラピエは、かつてH.ピレンヌが想定した輸出入を

さえ担う大商人＝企業家というよりは、むしろ機能限定的な生産組織者——つまり原料調達・分配と製品買上げを行う小企業家——と捉える論調が、昨今の南ネーデルラント毛織物工業史研究においては優勢となっている。そのことは、特にG.シヴェリーの87年論文で強調される北仏モーブージュのドラピエ論（Sivéry [1987]）を引合いに出しつつ、筆者もかつて言及した（藤井 [1998]p. 31-34）。同ジエノー伯領内でもあり、史料に見られる限りでアトのドラピエも、ほぼモーブージュと同様な性格を有していたと考えて良いのではないか。つまり、織布業経営を中心としながらも、縮充工との請負関係を形成する小企業家というのがその立像である。縮充工に直接小売りと原料の直接調達を禁じたF1328の第12条と第30条の存在が、この想定を側面から補強してくれよう。

ドラピエの経営に関しては今ひとつ、アト市外での縮充実行や縮充委託を禁じた第20条および、より一般的に工業経営の禁制圏を設定した第32条が注意を喚起する。既にフルリストが指摘していたことでもあるが（Verriest [1942] p. 14）、これはアト城代管区内で毛織物工業の経営を禁じる趣旨のもので、明らかに、都市アトに排他的毛織物工業特権を設定しようとする目的に沿うものであった。この点ギヨーム I 世の強い意図を感じさせるとともに、他方でエノー伯領において当時既に農村工業の萌芽が見られたことをも傍証している。ただし、J1328の方には農村工業へ言及した条項はひとつも見られないことに留意が必要である。これは、周辺工業に関して言及したメヘレンの規定がJ1328には盛り込まれなかったという事実⁵⁾から考えて当然とも言えるが、ドラピエや織布工という毛織物生産の中核をなす領域に関して、

それが全く言及されていないというのも、若干疑念を残す結果となっている。

*
* *

最後にメヘレンとの関連を示す条項について考察しよう。まず、F1328における伯ギヨーム I 世の序言には、J1328にあるようなメヘレン規約の移植を直接示唆する文言⁶⁾は現れない点が注意を引く。そのことは必ずしも不自然とは言えないかもしれない。なぜなら、アトでの規約導入の経緯を考えれば、まず基幹工程である織布に関する規約を、次いで縮充工程に関するそれをメヘレンから入手して成文化し、しかる後に両者を同時に公布したと考えられるからだ。つまり、J1328の冒頭文は両規約全体にかかる性格をもっており、そこにメヘレンとの関係を示しておけば十分だったに違いない。

5) メヘレン4規約のうち、周辺村落の織布工について記した1308年規約第1条はJ1328に転用されていない(藤井[1990]p. 171:[2004b]p. 218-219)。

6) ギヨーム I 世による以下の冒頭宣言文を見よ。
「エノー、ホラント、ゼーラント伯であり、フリースラント領主たる我ギヨームはすべての者に以下のことを知らしめる。我が都市およびその良き住民たちの利益のために、アト城代たるマオ＝レケウならびに都市アトの市長、参事会員、我が家人、善良なる市民たちの評議を受けて、都市メヘレンの織布工たちの工業規約(の受入れ)を認めることとした。さらに、すべての者とりわけメヘレンの織布工ギルドおよびこの職を営むことのできる工業を為す他のすべての都市の織布工ギルドにも知られたし。我が命により、エルヌール＝ドベルムとステイーヴヌ＝ティローケ両名が都市アトの参事会代表として、織布工規約とその諸条項入手のために都市メヘレンへ派遣されたことを。而して、メヘレン織布工たちは彼らの者たちのギルド規約と諸条項とを、以下に記す通り、密に封印した書状にて我らに送付し知らしめてくれた。それらは我々にとって合理的で良いものと思われ、反対もないため、メヘレン織布工ギルドが施行しているのとは違ったやり方ではあるが、これらギルド規約をアト織布工ギルドにも施行することを認可することとした。」(Joosen[1944]p. 182)

表に挙げたように、メヘレン規約との関連に言及しているのは、第1条、15条、31条の3条項である。このうち第1条と31条が「メヘレンやその近隣都市と同様に」という一般的な表現にとどまっているのに対し、第15条はメヘレン縮充工をアトにおいて厚遇する旨を規定している点に特徴がある。明らかに、規約という知的ノウハウの移植だけでなく、両都市間に人的資源の交流があり得たことを示唆していよう。これは、メヘレンとエノー都市の間に横たわる特殊な事情によるものだったのだろうか。中世の南ネーデルラント工業都市における手工業者の「遍歴」については、これまでのところ大きな議論となっていない。たとえ遍歴が行われていたにせよ、恐らくドイツのそれほど制度的なものではなかったことは想像できる⁷⁾。しかし、これは手工業史における未開拓の研究分野であり、今後の課題であろう。

*
* *

メヘレンの初期工業規約の史料論的な分析を前提に、それらが伝播し1328年独自にアトで成文化された2つの規約を同様な仕方でも考察することによって、これら両都市の工業規約成立に関する背景と本論冒頭で述べた疑問——つまり、アト縮充業規約F1328は、メヘレンの何を底本として作成されたのか——への回答が、有力な仮説として次のように浮かび上がってくる。

すなわち、1331年に大量の毛織物工業規約が

7) ドイツにおける手工業者の遍歴や情報伝達ということについて、近年の研究としてさし当たり佐久間[1998]:[2001]/田中[2000]を見よ。

公布される以前のメヘレンには、ヨーセン刊本に見られる数点の原本以外に幾つもの工業規約が存在していた。1328年6月より遡って少なくとも数カ月前に、エノー伯ギヨーム I 世の命令で派遣されたアト有力市民の手で、そのうちの何点かの規約が手本としてもたらされた。それらをもとに、まず織布業規約を作成、ギヨーム I 世の名の下に公布した。そして、メヘレン側では現在まで存在が確認されていない1点ないし2点の規約を下敷きにして、縮充業経営の規約も起草され同時に発布されたのである。

この時点では、1295年から1308年までの4規約を網羅した幾つかの写本は、メヘレンで恐らくまだ作成されていなかった。また、この1295年・1308年両規約は、ヨーセン刊本の条項途中で公布主体宣言文が突然出現するという奇妙な体裁を示しており、メヘレン規約がアトへ送付された1320年代後半時点では、その宣言文以下の部分が存在しなかったか、別に独立した規約の形で制定されていて、しかもそれは送付されなかった可能性が高い（藤井 [2004b] p.215-216）。こうした状況を敷衍すれば、メヘレンでは1328年以前既に縮充業の規約が存在しており、それがアトへ運ばれた後に姿を変え、アト縮充業規約（=F1328）として我々の手元に伝来したと考えることは自然であろう。メヘレン文書館には、原典となった史料はこれまで発見されていない、ということなのだ⁸⁾。

以上の史料論的分析結果が得られる一方で、アト工業の概観について言えば、14世紀前半以前アトには工業経営の前身がほとんどなかった、とする先行研究の前提（Wymans [1965] p. 21-22/ Arnould [1991] p. 59-60）とは異なり、同工業は既にかなり成長した姿を示していた、との論証が可能である。というのも、F1328が縮

充工とそれを取り巻く経営環境について極めて詳細に規定し、農村工業の存在さえ想起させる条項を記述しているという事実は、成文化こそしていなかったものの、毛織物工業経営の基盤がメヘレンの規約導入以前からかなり整備されていたことを示すからである。メヘレン規約の模倣と導入は、それに成文法を与えるという意義を担っていたに違いない。

J1328がほぼメヘレン1295年規約全体の転用であるとしても、原典に比してアト側の成文規約の方が明らかに内容豊かなものになっている。これは、アトが初めての規約編纂ということと同時、メヘレン規約に依拠しつつも、当該時点で既に一定の成長を遂げていたアト工業の実態を、より正確に規約へ反映しようとしたことの表れとも解せよう。メヘレン縮充規約の原典がどのようなものであったにせよ、それを撰取した後、相当に拡充して成立・公布されたのが、アト縮充業規約だったのである。

参照史料 (Fourdin [1864])

原文

Guillaumes, cuens de Haynnau, de Hollande, de Zélande et sires de Frize, faisons savoir à tous

8) もちろん、メヘレンでは縮充に関する規定が1331年に初めて出現することと、アトでの1328年の公布という時期を前提とすると、メヘレンで成文化されるまさに直前の縮充規約がアトへ伝来したのではないかと、との仮説を取りあえず考えることはできる。しかし、F1328が既存の4規約をもとにしているのに対し、縮充規約についてだけ発信元のメヘレンで未公表のものがアトへ運ばれる、というのは奇異である。しかも、ヨーセン編纂の1331年規約を見る限り、それはアトの規約内容とは大きく異なって、水に晒す縮充工程そのものよりも、その後の枠張工程に重点が置かれてる（Joosen [1944] p. 509-513）。それからしても、この推定にはやはり無理があると見るべきだろう。

que, pour le pourfit et l'enmiendremenche de no ville d'Ath et des boines gens de le ditte ville, nous avons acordet et acordons l'ordenanche et les poins de le foullerie de le ville d'Ath, par le conseil de Mahiu Lekeut, adont castellain d'Ath, de nos eskievins, de nos homes de fief et des boinnes gens de le ville d'Ath, en le manière com chi apriès s'ensuit:

[1] A savoir est que tout maistre foullon ki tenront leur mestier de foullerie, aront d'un drap de muizon foulleir et parer bien et loiaulment, autre tel c'on fait à Mallines u ailleurs en autres boinnes villes visines, un fuer d'argent tel com chi apriès s'ensuit:

D'un drap de muizon tenant, neuf viès gros tournoys, u monnoye qui otant vaille, courssaule en le ville d'Ath, à pain, à car et à vin.

[2] Et d'une blanke eskarlatte, traize viès gros, et li vailleit qui esbroront le drap, doivent avoir un gros, et, pour parfaire le drap tout sus, wit gros et j estrellin.

[3] Et d'un autre drap lonck, quels qu'il soit, douze gros, sen dont li vailleit ki l'esbroent j gros.

[4] Et dou faire le drap tout sus, siept gros et un estrellin.

[5] Et des pièches de caskunne aune le tierch d'un gros. Et sont tout viès gros, u monnoye ki autant vaille, courssaule en le ditte ville d'Ath. Et li vailleit qui les front, en aront troys deniers et unne maille d'esbroeir.

[6] Item, aront li vailleit, d'un drap sanis esbroeir, dize-siept estrellins, et s'il l'esbroent, il en aront dize-nuef et le moitiet d'un.

[7] Et se li foullons va quere les dras à le maizon les drapiers, escrus, ne il ne se maisnie, il est à xx s. de tour, le moitiet à monsieur de Haynnau dessus noyet, et l'autre moitiet au mestier, et saroit se mestier pierdut quarante jours. Apriès qui lairoit aleir le drap u pièches heurs de se maizon, sans payer, il seroit à xl s., le motiert au seigneur et l'autre moitiet as rouwars dou mestier, et saroit se mestier pierdut xl jours.

[8] Et se li maistres foullons ne voloit payeir se maisnie u ouchuns de ses vallès, et li vallès se traizist à ses compaignons et dezist et priast à yauls: seigneur, faites-me avoir men argent, et s'il

ne li fasoient avoir tantes fies et quantes journées il ouveroient puis en le maizon, ceskuns sroit à xxvj deniers tournois, apriès chou que li vallès aroit requis sen argent.

[9] Apriès se vailleit aloient en tavierne u en kabareit boire et mignier, et li ostes leur créist leur escot, il les poroit ensuire, pour sens escot, à le maizon le maistre, et demandeir sen argent. Et s'il ne li voloit donner, il priast as comapgnons compaignie, et le compaignon li devroient faire payeir de cheluy quy en seroit en deffautte, et s'il ne li faizoient, il seroient à xxvj deniers tournoys ceskuns qui ouveroit en le maizon.

[10] Apriès se uns vallès mignue à le maizon le maistre, il n'i puet mignier que le mois unne fie, s'il ne boit vin, et s'il i boit ne megnue, il est à xxvj d. au mestier. Et se convient qu'il voist mignier à se maizon u à sen ostel, quant il est issus huers dou vassiel, au droit disnieir. Et se auchuns vallès va espaunier à l'euwe, nus et mauviestis, il est á vj d.

[11] Item, s'uns vallès gist à le maizon le maistre plus d'une nuit, il est à vj d. toutes les nuis qu'il i giroit.

[12] Et ne puet nuls maistres foullons prendre denrées sur sen uevre, se ne sont denrées tallies as marchans; et s'il les prendoit, il seroit à xl s., le moitiet au seigneur, et l'autre moitiet au mestier.

[13] Et ne puet ne ne doit nuls vallès accater ou maistre foullon drap, ne sourcot, ne cotte, s'il ne le paie d'argent seck et pardevant les compaignons. Et s'il l'acatte, et on le puist savoir, li compaignon ne autre, il ne pora plus ouvrer en le maizon devens xl jours, et seroit à v solz tournoys au mestier.

[14] Et s'il estoit auchuns foullons, ne maistre ne vallès, qui priast d'avoir oevre, ne fezist pryer à drapier nul ne à leur message, il seroit à xv s., moitiet au seigneur, et l'autre moitiet as awardeurs dou mestier, et s'aroient leur mestier pierdut xl jours.

[15] Et que tout boin vailleit dou mestier de foullerie, qui pueent ouvrer à Mallines, il puelent et doivent ouvrer en le ville d'Ath. Et s'ensi estoit qu'il venissent à Ath ouvrir, s'il ne sont de franck mestier, il doivent l'amende otretelle qu'il

- feroient en le ditte ville de Mallines u en autres villes visines.
- [16] Et s'auchuns vallès voloit aprendre se mestier à foulleir, il doit payeir quatre lib. de tournois au maistre, pour chou qu'il l'aprendra, et doit li aprentis siervir bien et léaulment deus ans, et doit au maistre v s. pour sen entrée, et doit serment bien et souffisanment de faire ses deus années, de crant de iiij lib. Et s'il s'en partoit ansçois et devant, il paioit les iiij lib. Et se li seroit li mestiers partout deffendus, dusques adont qu'il en aroit fait gret au maistre.
- [17] Et li maistres foulons ne puet avoir nul autre aprentich devens deus ans, et li maistres qui l'aprentich rechevroit, doit v. s. au mestier.
- [18] Et si doit avoir li aprenti de cascunne lavure iiij d. de forte monnoye, et d'une pièche, s'elle tient xx aunes, autant, et en dezous, autant à l'avenant.
- [19] Et toudis doit li vallès siervir bien et léaulment; et li maistres doit se valleit livrer sen despens bien et souffisanment, ensi c'on fait à autres boines villes.
- [20] Et ne puet nuls drapiers porter se drap fouller huers de le ville, qui thissus soit devens le pourchaine de le ville d'Ath. Et s'ensi estoit qu'il li portast ne fezist porter, chius qui li dras seroit, il seroit à dys lib. : c. s. au signeur, l. s. au mestier, et l solz au valleit qui le drap trouveroit, et le drap en le volentet dou signeur.
- [21] Et ne doit nus drappiers qui drappe devens le ville ne dehuers, donner plus que l'asize qui faitte est dou fouller se drap u se pièche, ensi que deseure est dit. Et s'il estoit auchuns qui le fezist, chius ki le froit seroit à lx s., le moitiet au signeur et l'autre moitiet as rouwars de le draprie, et en autele amende seroit enkeus chius qui le recevroit ne demandroit, fust maistres, fust vallès.
- [22] Et s'uns maistres a enconvent oeuvre à se maisnie, soit j drap, ij ou troys, s'il le en défalloit, il seroit à v s., et li vallès, s'il estoit en defaute enviers se mestre, en seroit à otant.
- [23] Et doit cacuns vallès avoir sen tour de pierche, de drap et de vassiel. Et se li vallès pierdoit sen tour par le deffaute dou maistre, li maistres li devroit rendre se journées. Et se li vallès faisoit tort au maistre, rendre devroit le journée au maistre.
- [24] Et ne pueent ne ne doivent li doy vallet faire que trois lavures le semaine, sur lx s., et ne doivent nient laver le samedi. Et s'il levent, il sont à v s. tournoys au mestier, soit maistres, soit vallès.
- [25] Et as groys (*sic*) à tans de l'an l'uevre quy sera commenchié c'on pora parfaire huers en le journée, on le puet faire le huyt de le fieste, toutte jour, dusques au nuyt. Et ne puent-on ne ne doit entreir ou vassiel devant le jour; et qui le feroit, il seroit à xx s., moitiet au signeur, et l'autre moitiet au mestier. Et doivent avoir li valleit vj cardons pour j denier. Et s'il font deus lavures u trois le semaine, caskuns vallès est à j d. au grachon.
- [26] Et ne doit ne ne puet nus maistres foulons ne vallès mettre ou vassiel plus de xxxvj aunes à une fie, en pièches; et s'il le faizoit, il seroit à v s. au mestier.
- [27] Et ne doit nuls maistres foulons tenir ne avoir plus chune couple de vallès deseure chou qu'il a de vassiaus, sur unne amende de xx s., le moitiet au signeur, et l'autre as rouwars dou mestier. Et cascun valleit qu'il aroit pour ouvrer en se maizon, seroit à x s., moitiet au signeur, et l'autre moitiet au mestier.
- [28] Et s'auchuns foulons, maistres ne vallès daidezist les jurés dou mestier, ne dezist villenie, il seroit à v s. tournoys au mestier.
- [29] Et ne doit ne ne puet nus vallès ouvrer dou mestier dessus dit, se ses dezeurains warnimens ne vaut x s.
- [30] Et ne puent nus foulons alleir au markiet accater nu denrée estapé et auchés; et s'il i alloit, il seroit à xxvj d. au mestier.
- [31] Et ne puet nuls foulons devenir maistres dou mestier dessus dit, en le ville d'Ath, s'il ne paie otelles droitures qu'il feroit en le ville de Mallines, u autres villes vizines.
- [32] Et pour chou que ceste ordenanche soit tenue et maintenue bien et loiaument, sans maize ocquizon, et pour chou ausi que le ville d'Ath est unne nouvelle ville de drapperie, s'esse bien nos grés, nos volentés et nos commandemens que ches ordenanches qui devant sont dites, soient tenues et maintenus bien et loiaument de point en point,

tout li point aenplit si que reins n'i faille. Et s'il faloit riens à ceste ditte ordenanche quy fust boin à le ditte drapprie, ch'est nos grés et nos volentés ke che soit toudis par amendement, par le conseil de chiaus qui à chou se congnistroient pour no ditte ville et drapperie esmuidrer, sans maize ocquizon.

[33] Et mandons et commandons à no castellain, adont qui que le soit, pour le temps, que s'il estoit auchuns ki vozist à leveir drapperie à deus liuwes priés de le ville d'Ath, u si avant que li pooirs de le justiche de no castellerie dure, ou costeit par deviers Flandres, sans maize ocquizon, que soulevoit là en devens ostille, ne aseoit vassiel pour fouller, u on fezist là en devens dras u pièches, c'on les fezist venir à Ath ostilles et vassaux, u on les fezist osteir, et les draps et les pièches fezist-on apporter devens le ville d'Ath tistre et foulleir, si avant comme l doit de par nous et de nos signorie, sans faire tort as signeurs dezous qui che seroit.

Et nous qui donnons le forche et le pooir de tenir tous ches poins deseuredis, comme sires souverains de le tière et du pays de Haynnau, pour chou que celle ordenanche soit bien tenuwe et aemplie de point en point, sans maize ocquizon, ensi que deseure est dit, en thiesmongnage de vériteit, ai à ches présentes lettres pendut men seel. Lesquelles furent faictes et données en l'an de grasce mil iii^e ving et wit, le mardy avant Saint-Pière et Saint-Pol.

試 訳

序言「エノー、ホラント、ゼーラント伯ならびにフリースラント領主たるギヨームは、すべての者に以下のことを知らしむ。すなわち、現在のアト城代たるマヒュー＝レクー、我が参審人と封臣たち、そして都市アトの善良なる者たちの評議を受け、都市アトとその良き人々の利益と発展（改善）のために、我らはアト縮充業に関する命令と諸規則をかつて認めたこと、そして現在も以下の如く認証することを。」

[1] 「縮充の経営を行う全ての親方縮充工は、メヘ

レンやその近隣諸都市でなされているのと同様に、毛織物1反を誠実かつ良質に縮充・仕上げなくてはならない。そして、その手間賃は以下の通りとする：通常の長さ1反については、9旧グロとし、それはトゥール貨あるいはアトで流通しパン、角チーズやワインに用いられている貨幣とする。」

[2] 「白地のスカーレット織については、旧貨13グロとし、毛織物を水につける職人は1グロ、完全に仕上げをする手間賃としては、8グロと1エステルランとする。」

[3] 「その他の長反についてはすべて、12グロの手間賃とし、そのうち水の中で縮充を行う職人は1グロを受け取るものとする。」

[4] 「そして、縮充後前項の反物を完全に仕上げる者に対しては、7グロ1エステルランの手間賃とする。」

[5] 「オーヌ単位で売られる毛織物については、三分の一グロの縮充工手間賃とする。以上すべて旧グロ貨で、あるいは都市アトで流通し用いられている貨幣での支払いである。そして、上記反物を水につけて縮充を行う職人については、3ドニエと1マーユの手間賃と定める。」

[6] 「並質織一反について、水で晒しをしない場合の職人の手間賃は17エステルランとし、水で晒し、縮充をする職人の手間賃は、19エステルランと半グロとする。」

[7] 「縮充工が、請負関係にないドラピエの家に未仕上げの反物を受け取りに行った場合、違反の度ごとに20スーの罰金を課される。その半額は前記エノー伯の、他の半額はギルドの収入とする。そして、違反者は40日間の営業停止処分とする。また、支払いを受けずに自分の仕事場から反物や布地を持ち出した者は、40スーの罰金を課され、その半額はエノー伯の、残りはギルド検査官の収入とする。そして当該縮充工は40日間の営業停止処分とする。」

[8] 「親方縮充工が、住込みの徒弟・職人やその他の徒弟・職人に手間賃を支払おうとしない場合、当該徒弟・職人は他の親方たちのところに赴いて、〈親方様、私の手間賃を払わせてください〉と陳述し、彼らに請願することが出来る。そして、当該徒弟・職人の手間賃請願があった後にも、親方のところで働いた回数と日数に応じてその者へ支払いをさせなかったならば、各々（の親方縮充工）はトゥール貨26ドニエの罰金を負う

ものとする。』

- [9] 「徒弟・職人が飯屋や飲屋にいつて飲食し、主人が彼らに勘定を要求する時、主人は勘定を支払ってもらうためにその者たちを親方の家に連れて行って、金を要求することができる。その際親方が支払いを拒むならば、飲食店の主人は親方仲間に助けを求めることができ、仲間の親方は、当該親方に不足金を支払うよう促すものとする。もしそれでも支払いに応じなければ、当該親方は、自分の家で働く者たち各々にツール貨26ドニエを負うものとする。」
- [10] 「徒弟・職人が親方宅で食事をする場合、ワインを飲まないならば月一度だけそれは可能である。食事をせず、そこでワインを飲んだ場合、徒弟・職人はギルドに26ドニエ支払うものとする。また、縮充の仕事を終えた徒弟・職人が自分の家か宿で飲食するのが好都合と認められるならば、彼は飲食を自由にする権利を持つ。(また) 縮充工徒弟・職人が(ほろ酔いで) 上機嫌になって全裸か半裸の状態で街路に繰り出すようなことがあれば、6ドニエを課されるものとする。」
- [11] 「徒弟・職人縮充工が、親方の家に1泊を越えて宿泊するならば、その者は、一晩泊まるごとに6ドニエを支払うものとする。」
- [12] 「親方縮充工は誰も、商人に引き渡すことが既に決まっているものである場合を除いて、自分の仕上げた毛織物に価格をつけて(販売して) はならない。これに違反した場合、40スーの罰金が課され、その半額ずつを御領主様とギルドが収入とする。」
- [13] 「現金でかつ縮充工の親方仲間の立ち会いのもとの支払いが行われる場合を除き、何人も徒弟・職人あるいは親方縮充工から、毛織物の反物や衣服の類を購入してはならない。もしこれに違反し、かつ親方仲間であろうとなかろうとその事実を知るところとなれば、当該縮充工は40日間の停職を命じられ、ツール貨5スーの罰金をギルドに支払わねばならない。」
- [14] 「親方であれ徒弟・職人であれ、仕事を求めている縮充工が、求職の旨をドラピエに何も知らせなかった場合、当該縮充工は15スーの罰金を課され、半額は御領主様へ、半額はギルドの検査役のものとなり、かつ40日間の停職を命じられる。」
- [15] 「メヘレンで職を営むことのできるようなすべての善良な職人縮充工は、都市アトで仕事をす

ることが可能であるし、そうすべきである。ただし、そのような者がアトへ働きに来たとしても、職を自由に営むことがゆるさされていないような状況であれば、上記都市メヘレンや近隣諸都市で支払うのとは別に、罰金を課されることになる。」

- [16] 「縮充工のもとで仕事をしようとする徒弟・職人は誰であれ、自ら仕事を学ぶことへの対価として縮充工親方へツール貨4リーブルを支払うべし。そして、その者は2年間善良かつ誠実に働くべし。また親方へ5スーの修行加入料を支払うこととし、2年の間善良かつ十分に仕事を行う旨の宣誓をしなければならず、その保証金が4リーブルである。従って、もしその徒弟・職人が2年が経過する前に仕事をやめるようなことがあれば、その者は上記4リーブルを支払うものとする。そしてその者は親方へ上記損害を弁済するまで、縮充の仕事はいかなる場所に行っても行うことを禁じられる。」
- [17] 「(徒弟・職人を雇用している) 親方縮充工は、2年の間他の者を雇用することは許されない。もし親方が他の徒弟・職人を受容したならば、ギルドへ5スーの支払いを命じる。」
- [18] 「徒弟・職人縮充工は、桶の中で縮充するそのたびごとに4ドニエの手間賃を受け取るべし。それが20オーヌの長さの反物であれば同額を、それ以下の長さであれば、長さに応じただけの額を(手間賃として) 受け取るものとする。」
- [19] 「徒弟・職人縮充工は毎日十分かつ誠実に仕事をしなければならぬ。また、親方は自分が雇用している徒弟・職人に必要なものをきちんと十分に渡してやらねばならない。他の良き都市において行われているように。」
- [20] 「アト市壁内で織布を営む如何なるドラピエも、毛織物を市外へ縮充のためにもち出してはならない。もしも自分で持ち出したり、人に自分の所有する毛織物を(市外へ) 持ち出させるようなことがあれば、そのドラピエに10リーブルの罰金を課す。そのうち、100スーは御領主様、50スーはギルド、残り50スーが問題の毛織物を発見した徒弟・職人のものとなり、その毛織物は御領主様の裁可におかれるものとする。」
- [21] 「市外ではなく市内で織布を営むドラピエは、上述したように、その者の毛織物や反物を縮充することになっている者に飲食を供してはならない。これに違反するような行為をした場合、

60スーの罰金に処す。そして、その半額は御領主様、残り半額はドラピエ（織布工）の監視役のものとなる。そして、縮充工の親方や徒弟・職人はそれ以外の罰金を徴収したり要求したりすることは出来ないものとする。」

[22] 「もし縮充工親方が、雇っている徒弟・職人へ1反でも2反、3反でも仕事をさせる約束し、それを違えたならば、5スーの罰金とする。逆に、徒弟・職人が親方に対して不誠実な仕事をしたならば、同じ額の罰金に処す。」

[23] 「各徒弟・職人は、反物や毛織物、縮充桶に瑕疵を生じさせたならば、自分でその責めを負わねばならない。しかし、親方縮充工のせいでそうした瑕疵が生じたのならば、親方は徒弟・職人に手間賃を払わねばならない。逆に、彼らが親方に損害を与えたならば、親方に手間賃を返却せねばならない。」

[24] 「年少の徒弟・職人は、平日に3度を超えて縮充をすることはできないし、すべきでない。違反には60スーの罰金を課す。また、親方であれ、徒弟・職人であれ、土曜日に縮充をしてはならない。これにはトゥール貨5スーを罰金としてギルドに支払うものとする。」

[25] 「一年を通じて行われ、手間賃を得て行う（縮充の）仕事について、祭日は夜でも、平日は日没までそれをすることが許される。また、日の出前に縮充桶を使うことを禁ずる。それに違反した場合、20スーの罰金を課し、御領主様とギルドが折半収入とする。徒弟・職人は（違反の）1ドニエにつき、6カルドンを負うべし。そして彼らがもしも週に2度あるいは3度の縮充を行うならば、各職人は（見習い）徒弟に1ドニエを負うべし。」

[26] 「親方縮充工であれ、徒弟・職人縮充工であれ、一度に36オーヌ以上の長さの毛織物を縮充桶に入れてはならない。違反した場合、5スーをギルドへの罰金とする。」

[27] 「親方縮充工は、前記の如く縮充桶を所有し利用する際に、2人以上の徒弟・職人を雇用してはならない。これへの違反に対しては、20スーの罰金とし、半額ずつを御領主様とギルドの検査役とが受け取るものとする。そして、この時親方が家の工房で雇用した徒弟・職人に対してはそれぞれ10スーの罰金とし、半額ずつを御領主様とギルドが受け取るものとする。」

[28] 「親方であれ、徒弟・職人であれ、いかなる縮

充工もギルドの宣誓役の悪口を言うてはならない。また、罵詈雑言を吐いてはならない。違反者にはギルドに対してトゥール貨5スーの罰金に処す。」

[29] 「もしも要求された保証金10スーを支払えないならば、いかなる徒弟・職人も上記縮充の仕事をするとはできないし、すべきでない。」

[30] 「いかなる縮充工も、縮充工程のための重要な材料を（直接）市場へ買い付けに赴いてはならない。これに違反する者には、ギルドに26ドニエの罰金を支払うものとする。」

[31] 「都市アトで縮充工の親方になろうとする者は、メヘレンやその近隣諸都市で徴されているのと同額の加入金を支払わねば、親方になることはできない。」

[32] 「本状の命令が大きく反対されることもなく、良好かつ誠実に尊重・遵守されるよう、また都市アトが新たな毛織物生産の都市となるよう、上述の諸規定一つ一つが良好かつ誠実に遵守され、すべての条項が欠けることなく実行されるべく、我らが意向と意思、命令を発するものとする。そして、もしその毛織物生産のために良いとして、本命令に付け加えるべきものがあるとするならば、この命令状をいつでも改訂することに我らの異存はない。ただし、それは都市とその工業の成長についてよく知る者の評定にもとづき、大きな反対がない場合とする。」

[33] 「現在城代職にあるものへ、現時点で以下のことを命ずる。都市アトの外2里以内に毛織物工業を営もうとして来たる者について、我が城代の裁判権が、たとえフランドル側でも抵抗なく及ぶ限り、上記範囲内で当該者の保持せる道具は没収し、また縮充桶の設置を禁止する。また、上記範囲内で毛織物などを生産する者ならば、それらの者の製織用具や縮充桶などはアト市内へ移動させ、設置させるものとする。そして、すべての毛織物や反物は、それが我らが領主権に属する限りその領主に対して違反を犯すことなく、都市アト内へ移動させ、そこで製織・縮充させるものとする。」

末言 「上記全ての事柄を遵守するための権威と権限とにより、我らは、このエノーの地を治める者として本命令状が一つ一つの点にわたって遺漏なく完全に保たれるよう（命令する）。而してその真正たる証しに本状へ我が印字を付すものとする。これらのことがらは、1328年のサン＝ピエー

ルとサン＝ポールに先立つ火曜日に為された。]

文献目録

欧 語

- Arnould, M.-A. [1954] La ville de Chièvres et sa draperie (XIV^e-XVI^e siècles), in *Bulletin scientifique de l'Institut supérieur de commerce de la Province de Hainaut*, p.47-107.
- Arnould, M.-A. [1991] L'industrie drapière dans le comté de Hainaut au moyen âge, in Duvosquel, J.-M./Dierkens, A. (eds.), *Villes et campagnes au moyen âge. Mélanges George Despy*, Liège, 1991, p.51-69.
- De Roy, D. [1995] Les métiers d'Ath (XIV^e-XV^e siècles): critique des sources et perspectives de recherches, in *Annales du cercle royal d'histoire et d'archéologie d'Ath et de la région et Musée atoïis*, t.54 (1994-1995), p.157-178.
- De Roy, D. [1996] Aspects juridiques des interventions comtales dans la vie économique à Ath (XIV^e-XVI^e siècles), in Cauchies, J. - M./Dauchy, S., *Commerce et droit: Actes des journées internationales de la Société d'histoire du droit et des institutions des pays flamands, picards et wallons tenues à Ath du 25 au 28 mai 1995*, Bruxelles, 1996 p.87-99.
- Desportes, F. [1981] Droit économique et police des métiers en France du nord (milieu du XIII^e-début du XV^e siècle), in *Revue du Nord*, t.63, p.321-337.
- Devillers, L. [1881] *Cartulaire des comtes de Hainaut, de l'avènement de Guillaume II à la mort de Jacqueline de Bavière*, t.1, Bruxelles.
- Dewert, J. [1921] Charte de la Confrérie de Saint-Hubert, in *Annales du cercle archéologique d'Ath et de la région*, t.7, p.65-81.
- Dugnoille, J. [1977] Aspects d'une ville franche en ses débuts: Ath du XII^e au XIV^e siècle, in *Annales du cercle royal d'histoire et d'archéologie de la région d'Ath*, t.46 (1976-1977), p.113-146.
- Fourdin, E. [1864] (ed.), Ordonnance de Guillaume I^{er}, comte de Hainaut, concernant les drapiers et les foulons de la ville d'Ath, juin 1328, in *Bulletin de la commission royale d'histoire*, t.6, p.499-504.
- Fourdin, E. [1867] (ed.), Privilèges des drapiers de la ville d'Ath: 22 avril 1461, in *Bulletin de la com-*

mission royale d'histoire, t.9, 1867, p.217-234.

- Joosen, H. [1935] Recueil de documents relatifs à l'histoire de l'industrie drapière à Malines (des origines à 1384), in *Bulletin de la commission royale d'histoire*, t.99, p.365-572.
- Joosen, H. [1944] L'ordonnances pour les tisserands d'Ath (1328) et son modèle malinois, in *Bulletin de la commission royale d'histoire*, t.109, p.175-186.
- Sivéry, G. [1987] Capitaux et industrie textile au moyen âge dans les régions septentrionales, in *Revue du Nord*, t.69, p.725-735.
- Verriest, L. [1942] *La draperie d'Ath des origines au XVIII^e siècle: étude d'histoire économique et sociale*, Bruxelles.
- Wymans, G. [1965] Origine et croissance des connétablies de métiers à Mons (XIII^e-XV^e siècle), in *Archives et bibliothèques de Belgique*, t.26, p.15-34.

邦 語

- 佐久間弘展 [1998] 「15～16世紀のドイツ都市と情報」『史潮』第44号, p.36-67.
- 佐久間弘展 [1999] 『ドイツ手工業・同職組合の研究——14～17世紀ニュルンベルクを中心に——』<創文社>.
- 佐久間弘展 [2001] 「近世ドイツの職人遍歴」『比較都市史研究』第20巻第1号, p.21-38.
- 田中俊之 [2000] 「ドイツ中世後期の職人遍歴について」『北陸都市史学会誌』第7号, p.1-11.
- 藤井美男 [1989] 「13-16世紀メヘレン毛織物工業の展開」『商経論叢』<九州産業大学> 第29巻第3号, p.95-156. (→藤井 [1998] p.137-206 採録)
- 藤井美男 [1990] 「メヘレン初期毛織物工業規約における諸問題——史料論的一考察——」『商経論叢』<九州産業大学> 第30巻第3・4号, p.161-184. (→藤井 [1998] p.164-176 採録)
- 藤井美男 [1993] 「失われた史料を求めて——中世メヘレン毛織物工業史料の伝来状況——」『商経論叢』<九州産業大学> 第33巻第4号, p.163-179. (→藤井 [1998] p.177-185 採録)
- 藤井美男 [1998] 『中世後期南ネーデルラント毛織物工業史の研究——工業構造の転換をめぐる理論と実証——』<九州大学出版会>.
- 藤井美男 [2004a] / 田北廣道 (編著) 『ヨーロッパ中世世界の動態像——史料と理論の対話——』(森本芳樹先生古稀記念論集) <九州大学出版会>.

メヘレンからアトへ何がもたらされたのか

藤井美男[2004b]「工業規約の史料論——中世都市メ
ヘレンとアトの事例——」藤井[2004a]p.209-231.

〔九州大学大学院経済学研究院 教授〕